

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第11号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の不在者投票を行う場所等は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英

不在者投票を行う場所	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	高洲コミュニティセンター 1階ホール2
不在者投票を行うことができる期間	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで	令和4年7月2日から 令和4年7月9日まで
不在者投票を行うことができる時間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前9時00分から 午後8時00分まで
備考		美浜区の選挙人名簿に登録されている18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。